



坂東市告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年 3月30日

坂東市長 吉原 英



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

・ 辺田8号生産緑地地区

坂東市 辺田字山崎脇の一部

・ 辺田9号生産緑地地区

坂東市 辺田字山崎脇の一部

3 縦覧場所

坂東市都市建設部 都市整備課

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更

(坂東市決定)

坂東市

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更(坂東市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考		
	番号	名称	面積
約 12.9 ha	1	上出島 1 号 生産緑地地区	約 0.17 ha
	2	上出島 2 号 生産緑地地区	約 1.00 ha
	3	岩井 1 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	4	岩井 2 号 生産緑地地区	約 0.05 ha
	5	岩井 3 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	6	岩井 4 号 生産緑地地区	約 0.21 ha
	7	岩井 5 号 生産緑地地区	約 0.21 ha
	8	辺田 1 号 生産緑地地区	約 0.38 ha
	9	辺田 2 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	10	辺田 3 号 生産緑地地区	約 0.11 ha
	11	辺田 4 号 生産緑地地区	約 0.23 ha
	12	辺田 5 号 生産緑地地区	約 0.09 ha
	13	辺田 6 号 生産緑地地区	約 0.14 ha
	14	辺田 7 号 生産緑地地区	約 0.47 ha
	15	辺田 8 号 生産緑地地区	約 0.21 ha
	16	辺田 9 号 生産緑地地区	約 0.25 ha
	19	辺田 12 号 生産緑地地区	約 0.42 ha
	20	辺田 13 号 生産緑地地区	約 0.14 ha
	21	沓掛 1 号 生産緑地地区	約 0.34 ha
	22	沓掛 2 号 生産緑地地区	約 0.14 ha
	23	沓掛 3 号 生産緑地地区	約 0.45 ha
	24	沓掛 4 号 生産緑地地区	約 0.56 ha
	25	沓掛 5 号 生産緑地地区	約 0.68 ha
	26	沓掛 6 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	27	沓掛 7 号 生産緑地地区	約 0.24 ha
	28	沓掛 8 号 生産緑地地区	約 0.87 ha
	29	沓掛 9 号 生産緑地地区	約 0.22 ha
	30	沓掛 10 号 生産緑地地区	約 0.11 ha
	31	沓掛 11 号 生産緑地地区	約 0.16 ha
	32	沓掛 12 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	33	沓掛 13 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	34	沓掛 14 号 生産緑地地区	約 0.42 ha

面積	備 考		
	番号	名 称	面積
	35	沓掛 15 号 生産緑地地区	約 0.21 ha
	36	沓掛 16 号 生産緑地地区	約 0.18 ha
	37	沓掛 17 号 生産緑地地区	約 0.49 ha
	38	沓掛 18 号 生産緑地地区	約 0.13 ha
	39	沓掛 19 号 生産緑地地区	約 0.20 ha
	40	沓掛 20 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	41	沓掛 21 号 生産緑地地区	約 0.15 ha
	42	沓掛 22 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	43	沓掛 23 号 生産緑地地区	約 0.11 ha
	44	沓掛 24 号 生産緑地地区	約 0.60 ha
	45	沓掛 25 号 生産緑地地区	約 0.15 ha
	46	沓掛 26 号 生産緑地地区	約 0.28 ha
	47	沓掛 27 号 生産緑地地区	約 0.12 ha
	48	沓掛 28 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	49	沓掛 29 号 生産緑地地区	約 0.10 ha
	50	沓掛 30 号 生産緑地地区	約 0.32 ha
	51	沓掛 31 号 生産緑地地区	約 0.19 ha
	52	沓掛 32 号 生産緑地地区	約 0.10 ha
	53	沓掛 33 号 生産緑地地区	約 0.08 ha
	54	沓掛 34 号 生産緑地地区	約 0.20 ha
	55	沓掛 35 号 生産緑地地区	約 0.27 ha
	56	沓掛 36 号 生産緑地地区	約 0.05 ha
	57	沓掛 37 号 生産緑地地区	約 0.12 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区内の土地の一部を、道路用地に供するため、生産緑地地区から除外するとともに、当該地区の残地について実測した結果を踏まえ、本案のとおり都市計画の変更を行うものである。

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更【坂東市決定】

位置図

